

新潟市万代市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 15 日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第 4 号

新潟市万代市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市万代市民会館条例施行規則（平成 3 年新潟市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（施設予約システムによる利用の許可申請等の特例）

第 7 条の 2 第 4 条、第 5 条及び前条の規定については、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成 1 8 年新潟市規則第 6 6 号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）による会館（多目的ホールを除く。次項及び第 9 条第 3 項において同じ。）の利用の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 施設予約システムによる会館の利用の許可の申請は、第 4 条第 2 項に規定する受付開始日から行うことができる。

3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

第 9 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、施設予約システムにより利用の許可を受けた場合の納付期日は、利用の許可に係る会館の利用日とする。この場合においては、使用料を会館の利用開始前までに納付しなければならない。

第 1 4 条中「地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 4 条の改正規定は、公布

の日から施行する。